

# 津山圏域クリーンセンター環境学習

Basic study for sustainable society.

## 基本計画（概要版）

平成 26 年 3 月

津山圏域資源循環施設組合





# 津山圏域クリーンセンター環境学習

## 基本計画（概要版）

### - 目次 -

<b>1. はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.1 環境学習基本計画策定の目的.....	1
1.2 基本計画の構成.....	2
<b>2. 基本事項の整理</b> .....	<b>3</b>
2.1 津山圏域の概況.....	3
2.2 環境学習にかかる動向.....	5
2.3 津山圏域クリーンセンターについて.....	17
<b>3. 先進事例の整理</b> .....	<b>19</b>
3.1 事例調査の概要.....	19
3.2 先進事例における環境学習コンテンツの整理.....	20
<b>4. 環境学習コンセプト</b> .....	<b>22</b>
4.1 環境学習の目的.....	22
4.2 最上位目的を実現する人間像.....	22
4.3 環境学習分野の検討.....	25
4.4 各分野の学習コンテンツ（概要）.....	27
4.5 環境学習計画コンセプトの全貌.....	28
<b>5. 環境学習基本計画（共通事項）</b> .....	<b>30</b>
5.1 管理棟の計画概要.....	30
5.2 対象とする来場者.....	31
5.3 シンボルキャラクターについて.....	32
<b>6. 今後の展開</b> .....	<b>34</b>



# 1. はじめに

## 1.1 環境学習基本計画策定の目的

津山圏域資源循環施設組合（以下「本組合」という。）は、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町（以下、本計画において「津山圏域」という。）における、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センターである、「津山圏域クリーンセンター」の整備を進めている。

このうち、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟及びそれらの外構等の設計・建設、運営・維持管理には、民活手法が導入されており、環境及び景観に配慮するとともに、津山圏域の住民、事業者、本組合による協働によって一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行う施設として建設及び運営することを目的としている。このような状況下、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟は、これらの施設を核とした環境学習施設としても位置づけられている。

ここで、環境学習は、国際社会においても、持続可能な社会を実現する施策のひとつとして位置づけられており、わが国においても、平成15年に環境保全活動・環境教育推進法を制定するなど、重要度の高いテーマとなっている。また、岡山県においても、平成20年に策定された、「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」にて、環境学習を重点プログラムとして位置づけている。

これらを背景に、本計画では、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟を核に、持続可能な社会に貢献する人の育成を目的に展開する、津山圏域クリーンセンターを活用した環境学習にかかる、基本的事項を整理することを目的とする。



## 1.2 基本計画の構成

環境学習基本計画は、図 1-1に示す構成とする。

まず、第2章にて、基本事項の整理として、本計画を立案する背景、計画地条件、環境学習をめぐる国際的な取り組みやわが国における動向について整理する。次に第3章では、環境学習を実施している他都市の事例を整理する。その際、一般廃棄物処理施設だけでなく、それ以外の施設についても調査対象に含める。これら第2章及び第3章の整理結果を踏まえ、第4章では、環境学習の基本コンセプト及び本組合が実施する環境学習の目的に相当する学習効果について整理する。その後、第5章以降にて、基本コンセプト及び学習目的に基づき、学習分野及び学習コンテンツを検討する。合わせて、本計画では、計画の実現に向けた課題及びその解決方針についても整理する。概要版では、第1～5章及び第8章について示すこととする。



## 2. 基本事項の整理

### 2.1 津山圏域の概況

#### (1) 地勢

津山圏域は、岡山県北部に位置し、北は鳥取県、南は中部吉備高原に接する位置にある。近くの都市への距離は、南は岡山市へ約 60km、北は鳥取市へ約 75km、東は姫路市へ約 90km、西は新見市へ約 65km、山陽と山陰の主要都市のほぼ中間点に位置する。

地勢は、北部は鳥取県との県境をなす標高 1,000m~1,200m の中国山地南面傾斜地であり、南部は「津山盆地」と呼ばれる標高 100~200m の盆地である。また、津山市の中心部には、岡山県の三大河川のひとつである、一級河川の吉井川が貫流している。



図 2-1 津山圏域の地勢

(2) 人口

津山圏域における市町村合併が行われた後の平成 17 年度の合計人口は、約 15 万 9,000 人である。その後、緩やかな減少傾向にあり、平成 25 年度時点では、約 14 万 9,000 人である。

表 2-1 津山圏域における人口の推移

	H17年度	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度
津山市	110,569	109,571	107,732	105,954	104,202
鏡野町	14,059	13,797	13,633	13,564	13,131
勝央町	11,263	11,134	11,163	11,161	11,025
奈義町	6,475	6,327	6,141	6,046	5,949
美咲町	16,577	16,113	15,704	15,488	15,026
合計	158,943	156,942	154,373	152,213	149,333

出典：岡山県ホームページ 岡山県毎月流動人口調査（年報）

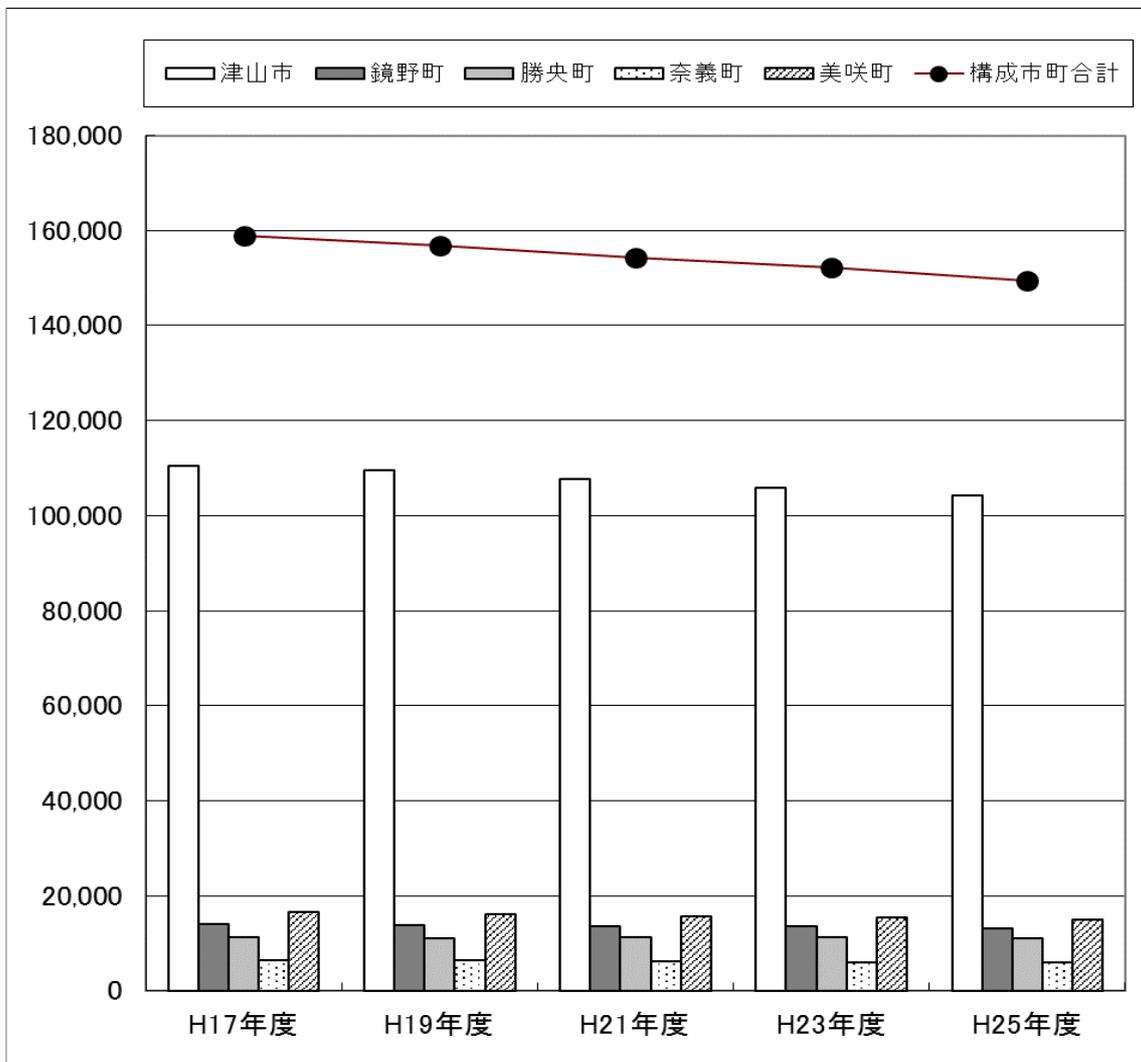


図 2-2 津山圏域における人口の推移

## 2.2 環境学習にかかる動向

環境学習又は環境教育という言葉が国際的に普及する原点になったのは、1972年（昭和47年）、スウェーデンのストックホルムにて開催された国連人間環境会議である。同会議では、後段に示す、「人間環境宣言」が採択されており、その中で環境教育という言葉が盛り込まれている。これにより、当時の国際的な環境問題を担当する機関として設置された国連環境計画（UNEP）が、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）と連携し、環境教育に関する国際的なネットワーク形成や指導者の育成に努めている。その後、「人間環境宣言」を具体化するため、1975年（昭和50年）のベオグラード憲章、1977年（昭和52年）に採択された「トビリシ宣言」に続き、1992年（平成4年）に採択された「アジェンダ21」の中にも盛り込まれた、今日の地球環境問題を解決する上で重要なキーワードとなっている、「持続可能な開発」の考えを継承し今日に至っている。

わが国では、1991年（平成3年）に『環境教育指導資料（中学校、高等学校編）』、1992年（平成4年）に『環境教育指導資料（小学校編）』が相次いで刊行され、この流れを引き継いでいる。そして、国際的な取り組みにも合わせる形で、2002年（平成14年）より、「総合的な学習の時間」の中で、課題の例示として「環境」が明示され、環境教育のさらなる浸透が図られている。

これらの流れ及び動向の主な出来事の詳細について整理した結果を次頁以降に示す。

国際的な動向

わが国の動向

人間環境宣言 (国連人間環境会議)	1972 年	
ベオグラード憲章(国際環境教育会議)	1975 年	
トビリシ環境教育政府間会議宣言及び 勧告 (環境教育政府間パネル)	1977 年	
ナイロビ宣言	1982 年	
リオデジャネイロ宣言(地球サミット)	1992 年	
	1993 年	環境基本法の制定
テサロニキ宣言 (環境と開発に関する国際会議)	1997 年	京都議定書の採択
	1998 年	地球温暖化対策推進大綱
	1999 年	これからの環境教育・環境学習 —持続可能な社会をめざして—
	2000 年	環境基本計画 —環境の世紀の道しるべ— 循環型社会形成推進基本法
ヨハネスブルグ・サミット (リオ+10)	2002 年	環境保全活動の活性化方策について
	2003 年	環境保全活動・環境教育推進法
	2004 年	環境保全の意欲の増進及び環境教育の 推進に関する基本的な方針
国連持続可能な開発のための 教育の 10 年	2005 年	
	2011 年	環境保全活動・環境教育推進法の改正 (環境教育等促進法)
国連持続可能な開発会議(リオ+20)	2012 年	



図 2-3 環境学習をめぐる動向

## 2.2.1 世界的な動向

### (1) 人間環境宣言（国連人間環境会議）

1972年（昭和47年）、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された宣言であり、国際会議で初めての環境保全に関する取組みである。その中には、地球環境問題が人類の生存に関わる重大な共通課題として認識されており、環境学習については、次のことが挙げられている<sup>※1</sup>。

環境問題についての若い世代と成人に対する教育は、個人や企業及び地域社会が環境を保護向上するよう、考え方を啓発し、責任ある行動をとるための基盤を広げるのに必要である。

これより、地球環境問題を解決する上で、環境教育や環境学習の必要性が訴えられていることがわかる。

### (2) ベオグラード憲章（国際環境教育会議）

国連人間環境会議から3年後の1975年（昭和50年）、旧ユーゴスラビアのベオグラードにて「国際環境教育会議」が開催されている。この会議では、「環境やそれに関連する問題点に気づき、関心を持つとともに、現在の問題を解決することや新たな問題の発生を防止することに向けて、個人や団体を行動するために必要な知識・技能・態度・意欲・実行力を身に付けた人々を世界中で育成すること」を盛り込んだベオグラード憲章が作成されている。また、環境教育の目的として、「関心、知識、態度、技能、評価能力、参加」の6項目を定めており、これらは、今日の環境教育を進める上での道しるべとして広く認知されている。

### (3) トビリシ環境教育政府間会議宣言及び勧告（環境教育政府間パネル）

1977年（昭和52年）、旧ソ連のグルジア共和国の首都トビリシにて、国連教育科学文化機関（UNESCO）の主催により環境教育に関する政府間パネルが開催されている。

この会議は、ベオグラード会議や世界の5地域で開催された「環境教育地域専門家会議」（1976～1977）の検討成果を受けて開催され、40項目の一般報告、37項目の委員会報告がなされ、『環境教育に関するトビリシ政府間会議宣言（トビリシ宣言）』と41項目の勧告が出された。同宣言では、主な狙いとして、次の2点を挙げている<sup>※2</sup>。

※1 環境庁（1972）、『国連人間環境会議の記録』

※2 UNESCO（1977）、『Intergovernmental Conference on Environmental Education, Tbilisi』

- ・ 個人及び地域社会は、その環境のあらゆる側面の相互作用の結果もたらされた自然や人工環境の複雑な特性を理解し、環境問題を予測し、解決し、環境の質を管理する活動に参加するための知識、価値観、態度および実務的スキルを獲得すること。
- ・ 現代社会が経済的、政治的、生態的相互依存の関係にあることを明らかにし、環境問題の保護と改善を保障するような、国際間の新しい秩序のための基礎として、国家間、地域間に責任感と連帯感を育成する手助けとなること。

このほか、環境教育については、生涯教育として重要であり、各国政府が教育政策の中に取り込まなければならないことが唱えられている。

#### (4) ナイロビ宣言（UNEP 管理理事会特別会合（ナイロビ会議））

1982年（昭和57年）、ケニアのナイロビにて、国連人間環境会議（ストックホルム会議）の10周年を記念するUNEP管理理事会特別会合が105カ国の参加の下に開催されている。同特別会合では、過去10年間の成果を振り返るとともに、環境問題の解決、特に地球環境の保全の重要性に関して一定の方向性が出されている。

この中で、環境学習については、主に先進国より、初等教育段階からの適切な実施について提言がされており、長期的な環境展望を行うための特別委員会の設置が提案されている。また、人間としての尊厳ある生活をすべての人に保証できるような状態で地球を将来の世代に伝えることができるように、世界各国の政府と国民がそれぞれの責任を果たしていくことを求め、広報・教育・訓練を通じ、環境の重要性に関する認識を高めることが指摘されている。

#### (5) リオデジャネイロ宣言（環境と開発に関する国連会議（地球サミット））

1992年（平成4年）、ブラジルのリオデジャネイロにて開催された、「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）において合意された、27原則から成るリオデジャネイロ宣言は、「環境と開発に関するリオ宣言」として発表されている。

この中で、環境学習にかかる事項としては、次の内容が挙げられている。

環境問題は、あらゆる関係者の参加で最適な対処を行うことができ、各国が情報を広く公開し、公衆の自覚と参加を促進し、奨励しなければならない。

これより、環境学習においては、「情報発信」と「参加」が必要であることが指摘されていることがわかる。また、同会議にて採択された行動計画であるアジェンダ21の第36章には、「持続可能性をあらゆる教育に組み込むべき」との定めが盛り込まれており、これは「公衆の自覚」の醸成を目指したものと考えられる。

(6) テサロニキ宣言（環境と社会に関する国際会議（テサロニキ会議））

1997年（平成9年）に開催された、テサロニキ会議にて採択された、29章で構成される宣言文であり、1975年のベオグラード憲章をはじめ、環境教育に関する一連の国際会議での勧告や行動計画について明記し、「環境と持続可能性のための教育」として再構築していくための原則を掲げている。

その中で、同宣言の第10項では、次のことが挙げられている<sup>※3</sup>。

持続可能性に向けた教育全体の再方向づけには、すべての国のあらゆるレベルの学校教育・学校外教育が含まれている。持続可能性という概念は、環境だけでなく、貧困・人口・健康・食料の確保・民主主義・人権・平和をも包含するものである。最終的には、持続可能性は道徳的・倫理的規範であり、そこには尊重すべき文化的多様性や伝統的知識が内在している。

これより、持続可能性のための教育を、持続可能な未来を達成するための手段として考え、人口、貧困、環境劣化、民主主義、人権と平和、開発と相互依存などの概念に関して、統合したものとして捉えていることがわかる。

(7) 国連持続可能な開発のための教育の10年

2002年（平成14年）に開催されたヨハネスブルグ・サミットにて、「持続可能な開発」を進めていくためには、あらゆる国・地域において官民がこぞって取組を行う必要があり、これを促進していくためには基礎教育、高等教育、教員教育、環境教育等を充実させ、市民の啓発活動を粘り強く展開していくことが必要であると、わが国より提言がなされた。そして、この認識の下、2005年（平成17年）、わが国が、「持続可能な開発のための教育の10年」（ESD：Education for Sustainable Development）を提案し、国連が正式に採択しており、今日の世界的な取組みにつながっているところである。その後、環境省を中心に、実施計画の策定や、「国連ESDの10年促進事業」が実施されており、環境学習にかかる、わが国の最上位施策といえる。

---

<sup>※3</sup> UNESCO（1997）『DECLARATION OF THESSALONIKI』

## 2.2.2 わが国の動向

### (1) 環境基本法

1993年（平成5年）、日本の環境政策の根幹を定める基本法として、環境基本法が制定されている。同法の中で、環境教育に関する事項は、第25条に次のとおり定められている。

#### （第25条）

国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

これより、環境政策の根幹法において、環境教育及び学習の振興について定められていることがわかる。

### (2) 地球温暖化対策推進大綱

1998年（平成10年）、1997年12月に採択された京都議定書を背景に、地方公共団体、事業者及び国民と連携しつつ、2010年に向けて緊急に推進すべき地球温暖化対策の基本的事項を定める、地球温暖化対策推進大綱が策定されている。同大綱の「第3. ライフスタイルの見直し」の中では、環境教育に関する事項として、次の内容が盛り込まれている。

#### 第3. ライフスタイルの見直し

<中略>

#### 3. 教育・啓発及び情報提供体制の整備

##### （1）環境やエネルギーに関する教育・学習の充実

将来を担う子供たちや若い世代を始め、あらゆる世代の国民の取組を促すため、学校、地域社会や家庭など多様な場において、森林の役割をも視野に入れた地球温暖化問題を始めとする環境教育・環境学習や省エネルギー、原子力等のエネルギーに関する教育・学習の充実を図る。

これより、地球規模での環境問題として、地球温暖化が認識され始めたことを背景に、学校や地域社会をはじめ、小規模単位での対策を担保することを目的に、環境教育及び学習の充実が振興されていることがわかる。

(3) これからの環境教育・環境学習 ―持続可能な社会をめざして―（中央環境審議会）

1998年（平成10年）、環境問題の深刻化、複雑・多様化等を背景に、環境教育・環境学習の重要性を訴える声が高まりを見せたことを背景に、環境庁長官より中央環境審議会に対し、環境教育・環境学習の推進方策の在り方について諮問がなされた。そして1999年（平成11年）、「これからの環境教育・環境学習 ―持続可能な社会をめざして―」として答申がなされた。この中では、環境教育・環境学習について、「環境教育・環境学習は、人間と環境との関わりについての正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの」と、定義づけがされている。

(4) 環境基本計画 ―環境の世紀への道しるべ―

2000年（平成12年）、環境基本法の制定以後、地球温暖化をはじめとする、地球環境問題の多様化を背景に、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期目標を基に実施してきた持続可能な社会の構築に向けた取組を見直すことを目的に、新たな環境基本計画が策定されている。この計画では、環境教育や環境学習の場などにおいて、本計画が幅広く利用されることを期待されており、第2部の「第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策」において、次の内容が盛り込まれている。

3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

<中略>

(3) 環境教育・環境学習

環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進するものです。

このような観点から、環境教育・環境学習は、一般的で基礎的なものから専門的なものまでを、各主体の行動の特性を踏まえて効果的に、広く国民を対象として実施します。特に、環境保全のための取組に重要な役割を担う者や次世代を担う年齢層については、環境教育・環境学習の必要性が高く、その実施の効果も大きいと考えられることから、重点的な実施を図ります。

また、環境教育・環境学習の内容については、従来から行われている環境汚染や自然保護の枠にとどまらず、消費、エネルギー、食、住、人口、歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会実現のためのものへと幅を広げるとともに、知識蓄積型ではない、「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した環境教育・環境学習への拡大を推進していきます。

さらに、国民一人一人を中心に位置付けて、地域の行政が学校、民間団体、事業者などのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための施策を展開できるよう、国は、環境教育・環境学習の基盤となる施策を推進します。

(5) 循環型社会形成推進基本法

2000年（平成12年）、地球環境問題への関心が高まる中、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成に向け実効ある取組の推進を図ることを目的に、循環型社会形成推進基本法が公布されている。この中では、主に廃棄物及び資源の有効利用に関する事項のほか、環境学習についても、第27条において、次の内容が盛り込まれている。

（循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等）

第二十七条 国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

近年多く見られるようになった、一般廃棄物処理施設のリサイクルプラザを通じた環境学習は、この条文を具現化する取り組みとして位置づけることができる。

(6) 環境保全活動の活性化方策について（中央環境審議会中間答申）

2002年（平成14年）、環境問題の解決のためには、行政による規制的手法だけでなく、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体が行う自発的な環境保全活動が必要との認識のもと、環境省は、「環境保全活動の活性化方策について」の諮問を中央環境審議会に対し実施している。この答申の中の、「4. 具体的施策の考え方」において、環境学習及び環境学習の推進についても、次のように触れられている。

4. 具体的施策の考え方

（中略）

（4）環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進

環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進にかかる取組のうち、特に「地域環境力」を高める上では、持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人材、中でも、他の主体の独自性を認めつつ連携・協力して活動できる人材を育てていくことが必要である。

（中略）

また、国及び地方公共団体の行政全般においても環境教育・環境学習に取り組むことがますます重要であり、環境行政と教育行政との連携を強化し、実効ある施策を展開していくことが求められている。例えば、あらゆる公共用地や公共施設においてその場ならではの環境学習の機会を提供すること、

（中略）

環境行政側でも、環境教育・環境学習に係る人材の育成・確保や情報の提供システムの整備・拡充等の施策に、家庭教育等各方面の教育担当者と連携して取り組んでいくことが必要である。

これより、環境教育・環境学習の推進においては、環境行政と教育行政の連携や公共施設の活用、さらに環境教育・環境学習に係る人材の育成・確保や情報提供システムの必要がうかがえる。

(7) 環境保全活動・環境教育推進法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）

2003年（平成15年）、環境保全の意欲の増進と環境教育の推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与する、「環境保全活動・環境教育推進法」が公布されている。この法律において、「環境教育」とは、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されており、特定のテーマに限らず、環境保全について、幅広いテーマを教育及び学習の対象としている。

(8) 環境保全活動・環境教育推進法の改正（改正法：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法））

2003年に制定された、「環境保全活動・環境教育推進法」以後、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていることを背景に、2011年（平成23年）、同法の一部改正が実施されている。改正の中では、同法の目的への、環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進の追加や、基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等の追加が盛り込まれている。この中で、循環型社会形成が盛り込まれたことは、環境学習及び環境教育のテーマとして、廃棄物及びリサイクルなどが重要視されていることがうかがえる。

また、改正法において、「環境教育」とは、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義されており、環境と社会、経済及び文化といった、あらゆる環境と人の関係を表すために、「つながり」という用語が使われている。そして、同法の最終的な目的として、「持続可能な社会の構築」が盛り込まれている。

### 2.2.3 岡山県における動向

岡山県では、2003年に制定された「環境保全活動・環境教育推進法」第8条の定めである、「都道府県及び市町村は、環境教育の方針、計画を作成するよう努めること」に基づき、2008年（平成20年）に「新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）」（以下「エコビジョン」という。）を同法に基づく計画として策定している。その中では、環境学習に関しても、基本的、原則的な方向性を包括的に示すとともに、重点プログラムとして当面5年間の施策、事業を掲げている。

その後、環境学習の対象及び範囲は多岐に渡り、効率的かつ効果的な推進を図るためには、県の行政施策としてだけでなく、各主体間の緊密な連携、協働のもとに環境学習を進めていくことが不可欠との認識から、環境学習をより効果的に推進するための指針として、エコビジョンに基づき、2009年（平成21年）、『岡山県環境学習の進め方』を策定している。

同書では、エコビジョンが目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現には、県民一人ひとりが環境問題に対して関心を持ち、問題を発見し、問題の根本原因を把握するとともに、問題解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが不可欠と考えている。その上で、県民、民間事業者、大学、NPO等との連携の下、①環境への高い関心を持つ人、②環境の現状や環境問題の本質に対する正しい理解を持つ人、③実践力、問題解決力を備える人、④環境保全活動等へ積極的に参加する人の育成を目標として掲げている。また、最終的な目的として、「持続可能な社会」が据えられている点は、国の施策にも合致している。

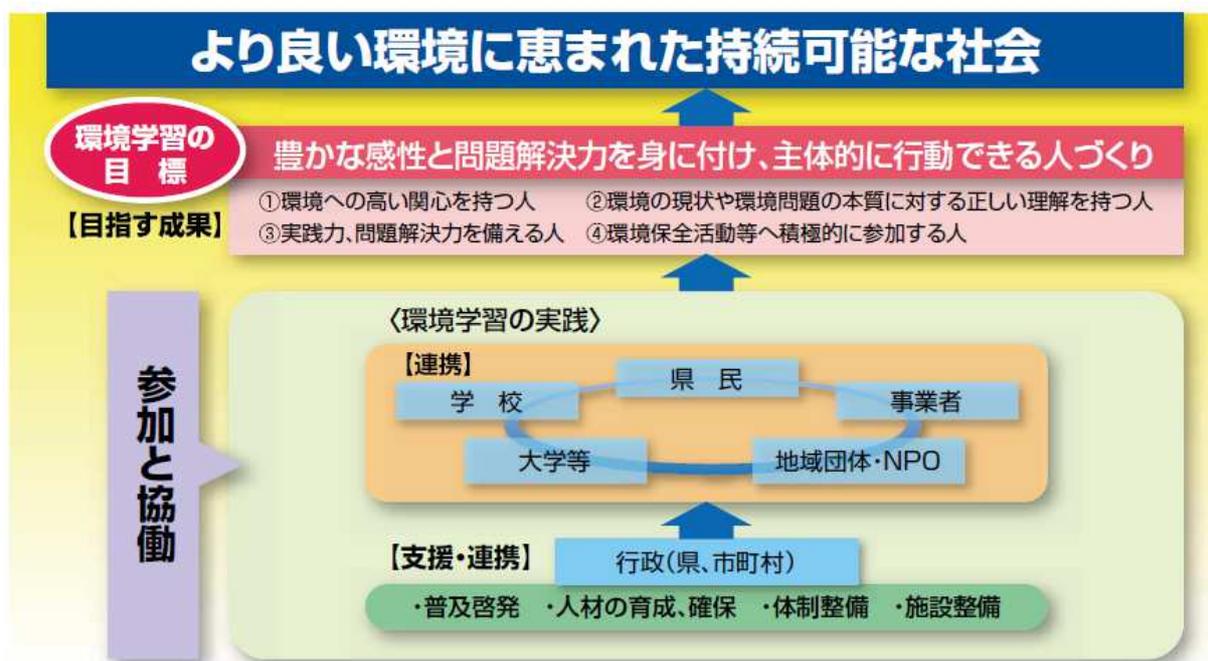


図 2-4 岡山県環境学習の進め方（イメージ）

## 2.2.4 津山圏域における動向について

### (1) 新クリーンセンターのリサイクルプラザに関する提言について

津山圏域においては、住民代表、行政代表、公募、学識者など 16 名の委員で構成される、津山圏域クリーンセンター整備・運営検討委員会において、平成 24 年 2 月 8 日、組合管理者に対し、リサイクルプラザの建設及び運営に関する 4 点の提言がされている。

#### 新クリーンセンターのリサイクルプラザに関する提言について

貴組合が計画している新クリーンセンターのリサイクルプラザについて、当委員会で施設のあり方について検討した結果、下記のとおり提言します。

##### 1. リサイクル工房について

- (1) 工房を絞るなど維持費・運営費の支出を抑え、継続的な運営を目指すこと。
- (2) ボランティア講師などの自発的な取り組みが行えるシステムをつくり、参加者への魅力向上を図ること。

##### 2. 環境学習施設について

- (1) 学校の環境学習や住民への環境問題を周知啓発する上で重要な施設となるため、多くの意見やニーズを反映すること。
- (2) 子どもでも分かりやすい説明板を設置するなど、学習効果の上がる見学が行えるものとする。

##### 3. リサイクルプラザの運営について

- (1) 多くの人に施設が利用されるよう、利用促進に向けた取り組みを行うこと。
- (2) 施設建設・運営の投資に見合う環境学習効果を目指すこと。

##### 4. 地域住民との関わりについて

- (1) 施設の計画段階から、すでに活動されている方の意見を取り入れること。
- (2) 施設の設置後も、地域住民が運営に携わっていく仕組みをつくること。

よって、本計画策定に当たっては、これらの提言を反映させる必要がある。

## (2) 津山市環境基本計画（改訂版）

津山市では、平成 15 年 3 月より市民との協働により、「津山市環境基本計画」を策定し、環境将来像（刻を積み いのちをはぐくむ水、土、緑 未来につなぐ にぎわいのまち）の実現に向け、各種環境施策の推進を図ってきた。その後、市町村合併による市域の拡大や、国県の環境施策の変化を反映させることから、平成 19 年 3 月に、「津山市環境基本計画(改訂版)」が策定されている。この中では、環境将来像を実現するため、分野別にビジョンが整理されている。その中で、本計画に関係する事項としては、次の 2 点が挙げられる。

### (1) 自然

#### 1) ビジョン 安らぎの自然豊かなまち

人間が生きる基盤となる自然。その自然を敬い、保全とともに再生にとりくみ、自然との豊かな結びつきをとりもどしたまちをめざします。

#### 2) サブビジョン

##### ①きれいな空と大地を守るまち

自動車の排気ガスやばい煙等による大気の汚れを防ぎ、様々な化学物質による汚染を減らし、さらに浄化し汚れのない大気と大地のまちをめざします。また光害をなくし星空や月夜が楽しめるまちをめざします。

##### ②川面に吹く風の心地よいまち

水と川への人々の関心を高め、水の汚濁を防ぎ、美しい川と水辺に人々が親しむことができるまちをめざします。

##### ③心のふるさと里山里地の豊かなまち

里山里地についての人々の関心を高め、暮らしの中に結びついた里山や遊休農地の活用を進め、多様な生物層のある里山里地が生かされているまちをめざします。

### (2) 循環

#### 1) ビジョン 資源とエネルギーのまわるまち

モノとエネルギーを大切にし、消費量を減らし、人間界だけではなく自然との循環を再び築くとともに、環境保全型地域産業の発展するまちをめざします。

#### 2) サブビジョン

##### ①ごみを減らし、資源の循環するまち

第一にごみの発生そのものを少なくし、次に再利用・再使用を行い、そして再資源化にとりくみ、ごみそのものが少ないまちをめざします。

##### ②エネルギー自立をめざすまち

化石燃料や原子力発電への依存を減らし、地域全体としての省エネルギー活動がなされ、太陽光発電や小規模水力、風力などの地域でのエネルギー創出がなされているまちをめざします。

よって、これらの実現に資することにも留意し、本計画に必要な事項を反映させる必要がある。

### 2.3 津山圏域クリーンセンターについて

津山圏域クリーンセンターは、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町における、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センターである。同センター内は、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場、還元施設（現在計画中）のほか、環境学習の中核を担う、リサイクルプラザ機能を含む管理棟にて構成される。

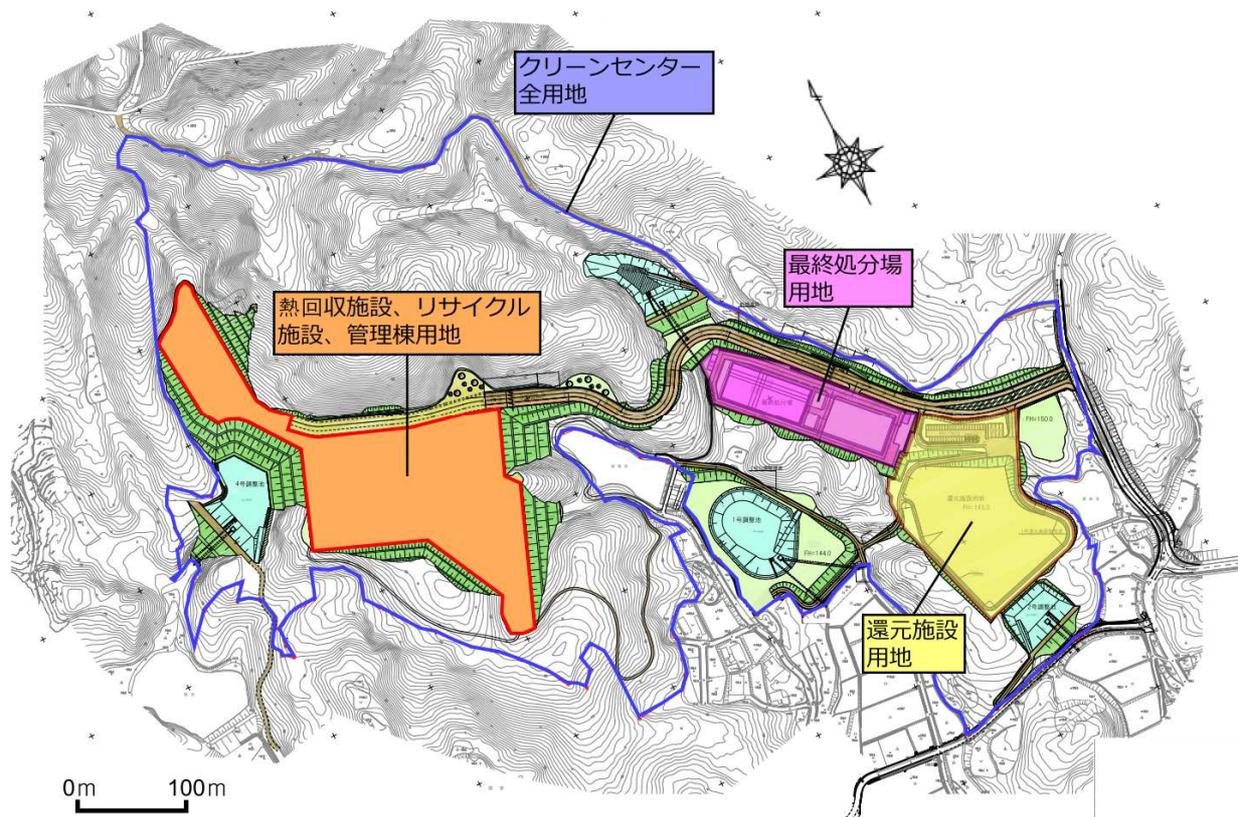


図 2-5 津山圏域クリーンセンターの主要施設配置

表 2-2 熱回収施設、リサイクル施設の概要

項目	内容
①所有者名	津山圏域資源循環施設組合
②施設名称	津山圏域クリーンセンター（熱回収施設、リサイクル施設）
③施設規模	熱回収施設 : 128t/日（64t/日×2 系列） リサイクル施設：38t/5h
④処理方式	熱回収施設 : ストーカ方式（全連続式） リサイクル施設：破碎、選別、圧縮、梱包、保管

（施設パース）



### 3. 先進事例の整理

#### 3.1 事例調査の概要

事例調査に際しては、調査対象を、①一般廃棄物処理施設にかかる環境学習施設と②その他の環境学習施設（自然保護センター、自然体験施設、博物館、美術館、産官学連携施設等）に区分し、それぞれ調査対象とする範囲を設定することとした。各区分の調査範囲等の概要は、次のとおりである。

##### 3.1.1 一般廃棄物処理施設にかかる環境学習施設

一般廃棄物処理施設にかかる環境学習施設先進地事例の収集に当たっては、全国の一般廃棄物処理施設にかかる環境学習施設及びその運営内容について、特に先進地として模範となり得る事例を収集した。詳細は、本編によるものとする。

##### 3.1.2 その他の環境学習施設

調査対象範囲を、岡山県とその近県（広島県、鳥取県、島根県、兵庫県、大阪府、香川県の範囲とする）に絞り、自治体及び民間が設置する環境学習施設及び特色ある施設（自然保護センター、自然体験施設、博物館、美術館、産官学連携施設等）で、環境学習施設の参考となる事例を収集した。詳細は、本編によるものとする。

### 3.2 先進事例における環境学習コンテンツの整理

以上を基に、先進事例における環境学習コンテンツについて、前記した一般廃棄物処理施設にかかる環境学習施設における4つの基本的機能ごとに整理する。

#### (1) 不用品の修理・再生の場としての機能 <機能①>

本機能は、修理技術や不用品・廃棄物利用技術を体験する機会を設けることにより、自分たちの生活の中でもそれを実践し、少しでもごみを作らないライフスタイルの自覚や、リサイクル意識を高揚させる方法として最適であるため、作業室や体験工房を設置するなど、導入している事例が多くみられた。

また、不用品として持ち込まれた家具等を展示・販売するための修理・再生を行う修理工房などを設置する事例も多くみられた。

#### (2) 再生品や不用品の交換・流通の場としての機能 <機能②>

修理工房などの設置に併せ、再生品や持ち込まれた不用品を展示し、交換・販売するためのリユース頒布品展示コーナーの設置や、フリーマーケットなどのイベントを開催する事例が多くみられた。

#### (3) リサイクルに関する情報提供・啓発の場としての機能 <機能③>

本機能に関し、さまざまな環境問題やごみ処理、3Rなどについてのビデオ上映による学習のための映像・音響設備を設置している事例や、図書やパンフレット、パソコン設備などを設置している事例が多くみられた。

また、写真やイラストを用いた展示パネルや模型・実物の展示、遊びながら学べる各種アトラクションを設置している事例や、牛乳パックを用いた紙すきや衣服のリフォーム、廃棄物を利用した工作などの体験講座や各種イベントを開催し、来場者の理解度向上や楽しく学ぶことを念頭においた工夫が多くみられた。

このほか、地域の歴史や生態系豊かな自然環境を紹介するなど、これらの大切さや保全の知識を学習することは、ごみ以外の環境問題への認識を助長するために有効といえる事例もみられた。

#### (4) 地域や市民団体等の活動支援のためのコミュニティ形成機能 <機能④>

本機能は、住民自らの活動を支援する場として、会議室・研修室やイベントスペースなどの居室の設置と貸し出しにより確保されている事例が多く、環境保全を実施する個人又は組織の情報交流や活動に資するため、講演会や研修会のほか、各種イベントを開催するといった事例もみられた。

以上を踏まえ、先進事例における環境学習コンテンツの整理結果を次のとおり示す。

表 3-1 先進事例における環境学習コンテンツの整理結果

	①	②
コンテンツ	<b>体験工房 修理工房</b>	<b>リユース頒布品展示コーナー フリーマーケット</b>
実施メニュー	○紙パックを用いた紙すき体験 ○衣服のリフォーム ○ペットボトル工作 ○家具、自転車などの再生 など	○再生品・不用品の展示、交換・販売 ○フリーマーケットの開催
必要設備など	○工房スペース ○作業台、機械・工具類 ○修理・再生品の保管場所	○展示・販売スペース ○搬入・搬出スペース ○展示台・展示棚
その他	○工房人員として、シルバー人材センターをはじめ、地元雇用の促進も期待できる。	○フリーマーケットは、地域におけるニーズなど、集客性について検討する必要がある。
	③	④
コンテンツ	<b>映像・音響設備、図書類 展示コーナー 各種アトラクション</b>	<b>地域や市民団体等の活動支援</b>
実施メニュー	○映像学習 ○図書・パンフ類による学習 ○パネル展示、模型、実物展示 ○アトラクション・ゲーム	○会議室・研修室の利用 ○講演会、研修会の開催 ○各種イベント
必要設備など	○映像・音響設備（上映データ） ○図書資料、パンフ類 ○展示パネル、模型、実物 ○アトラクション設備等	○会議室・研修室 ○イベントスペース
その他	○映像内容の更新（5年に一度程度） ○展示物等の陳腐化対策	○有識者、講師の招聘

## 4. 環境学習コンセプト

前章までの整理結果を踏まえ、津山圏域クリーンセンターにおける環境学習のコンセプトを整理する。

### 4.1 環境学習の目的

コンセプトの最上位にあたる、環境学習の目的は、わが国の方針を踏まえ整理する。

まず、わが国における環境学習又は環境教育が最終的に目指すものは、先に整理した、『環境教育等促進法』の目的に盛り込まれている、「持続可能な社会」の構築である。そして、この目的を達成するためには、「持続可能な社会」を構築する“人”を育てることが大切である。これより、環境学習又は環境教育は、持続可能な社会を構築する“人”を育てるための手段として位置づけることができる。

以上から、『持続可能な社会を構築する“人”を育てる』ことを、津山圏域クリーンセンターにおける環境学習の最上位の目的として据える。

### 4.2 最上位目的を実現する人間像

#### (1) 要件を整理するためのキーワード

次に、最上位目的に据えた、持続可能な社会を構築する“人”を育てるためには、その人が持ち合わせる人間像について整理する必要がある。そのためのキーワードとしては、1977年に国連教育科学文化機関（UNESCO）が提唱した、トビリシ宣言に記されている、環境教育の目的が参考になる。同宣言において、環境教育の目標は、次の5点に整理されている。

#### ① 気づき

環境全体とそれに関連する問題に対する気づきと感性を身につける。

#### ② 知識

環境とそれに関する問題について、多様な経験をし、基本的な理解として身につける。

#### ③ 態度

環境に対する価値基準と環境を気づかう気持ちを共に身につけ、環境の改善と保護へ参加する意欲を身につける。

#### ④ 技能

環境問題を識別し、解決する技能を身につける。

#### ⑤ 参加

学習者が環境問題の解決に向けた行動に、あらゆるレベルで活発に関わりを持つ機会を提供する。

これらは、環境学習にかかるわが国の最上位方針である、『環境教育等促進法』にも反映されており、都道府県や市町村が策定する環境学習にかかる各種計画にも反映されているところである。

ここで、岡山県における環境学習の最上位方針は、『岡山県環境学習の進め方』である。その中では、先に整理したとおり、① 環境への高い関心を持つ人、② 環境の現状や環境問題の本質に対する正しい理解を持つ人、③ 実践力、問題解決力を備える人、④ 環境保全活動等へ積極的に参加する人の育成の4つが目的として整理されている。そして、これらは、トビリシ宣言の目的にも通じている。

## (2) 人間像の整理

先に整理したキーワードを参考に、津山圏域クリーンセンターの最上位目的に掲げた“人”の要件を整理する。

まず、トビリシ宣言に見られた5つの目標のうち、②知識を最上位に据えることにより、環境問題に対する発見（①気づき）を促し関心（③態度）の醸成に繋がり、解決に向けた学習（④技能又は技術の習得）意欲を掻き立てる要素とすることができる。そして、習得した技術を実践（⑤参加）する行動原理となり、実践した結果は、新たな問題発見に繋がると考えられる。

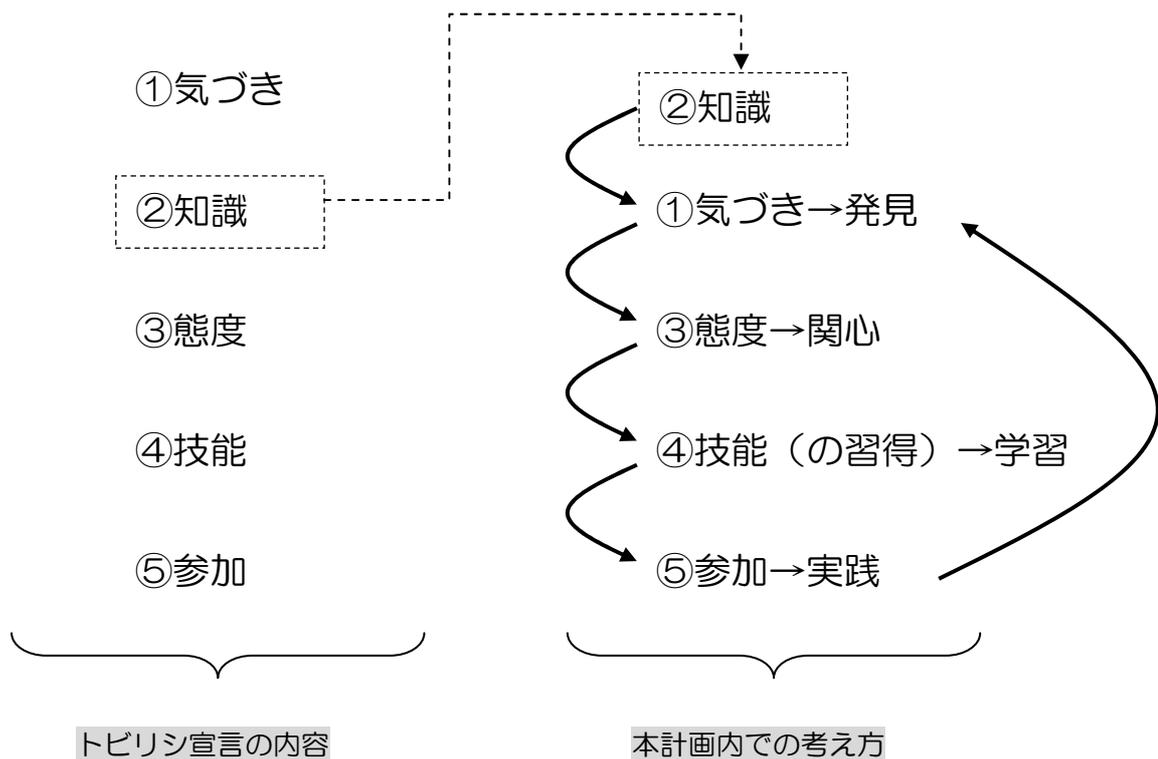


図 4-1 人間像の整理イメージ（左：トビリシ宣言、右：本計画での整理）

以上より、②の知識は、他の要素の中心かつ環境問題解決に向けた行動のサイクルを起こす要素と位置づけられ、図 4-2のとおり整理することができる。

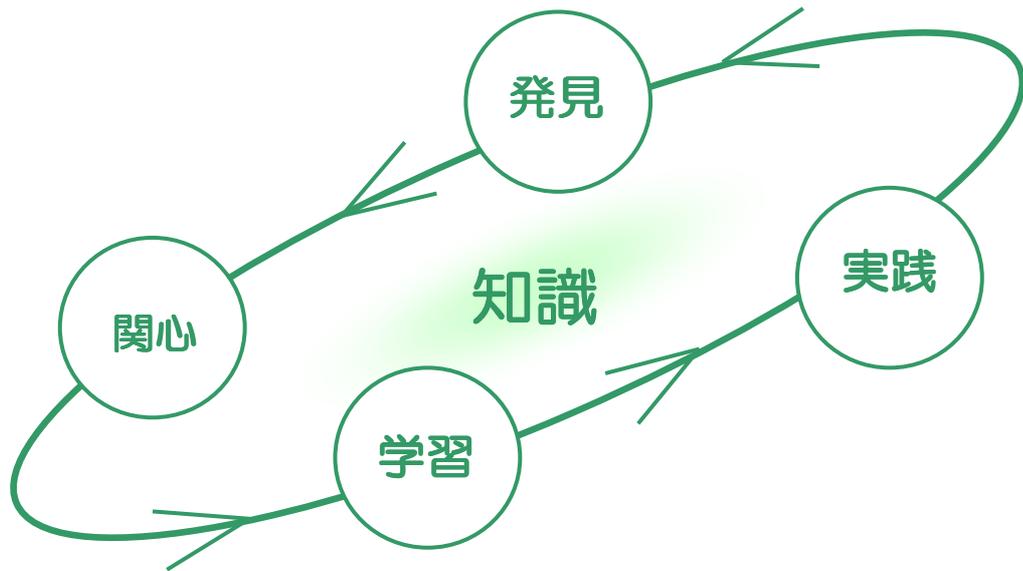


図 4-2 環境問題解決に向けた行動のサイクル（イメージ）

以上から、最上位目的に掲げた人間像は、「環境問題の現状や本質及び解決に向けた正しい知識を有し、もって環境問題解決に向けた、“発見” “関心” “学習” “実践” までの行動のサイクルをし続ける人」と整理する。

### 4.3 環境学習分野の検討

前節に整理した“人”の中心要素である知識の習得のためには、対象とする環境学習分野の設定が必要となる。そこで、これらについて整理する。

#### 4.3.1 基本的な考え方

2001年以降、国連教育科学文化機関（UNESCO）は、人類を取り巻く環境問題を解決し、平和で民主的な国際社会を確立していくため、「持続可能な未来に向けた教育」という視点で環境教育又は環境学習を再構成していくことを提唱している。これは、先に整理した、『国連持続可能な開発のための教育の10年』にも盛り込まれている考え方であり、具体的には、環境教育又は環境学習は、環境問題の解決のみならず、開発、貧困、人口、食料、ジェンダー、人権、平和、民主主義などの諸課題を持続可能な未来に向けてテーマとして総合的に扱うことを提唱しており、広義の環境教育又は環境学習の転換を方針として打ち出している。よって、本計画における環境学習分野の選定においても、この方針に従うことを基本とする。

#### 4.3.2 環境学習分野の絞り込み

前項に示したとおり、環境学習分野は、多岐に渡るテーマを取扱うことができる。その中から、実施可能なテーマを絞り込む観点として、環境学習を実施する前提条件を考慮する必要がある。そこで、次の2点から環境学習分野を絞り込む。

##### (1) 環境学習の実施場所

まず、最も基本的な前提条件として、本書にて計画する環境学習は、津山圏域クリーンセンターにて実施する。そして、津山圏域クリーンセンターは、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる県北の地球環境保全の総合センター」との基本理念にあるとおり、豊かな自然環境を有する。また、自然の豊かさ及びその活用については、構成市町の将来計画においても取り入れられているところである。これらより「自然環境」が、環境学習分野の候補として絞り込める。

ここで、環境に関わらず、広義の教育又は学習に関する国の考え方として、2006年に公布・施行された教育基本法では、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が示されている。この考え方は、2011年に施行された環境教育等促進法においても、「森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全について理解と関心を深めること」との基本理念として現れている。よって、環境教育や環境学習において、自然を活用し、それらの観察や体験は重要視すべき事項と捉えることができる。さらに、このような知識蓄積型ではなく、体験に重きを置くことは、2000年に策定された、環境基本計画の環境教育・環境学習の考え方にも通じる。

## (2) 津山圏域クリーンセンターに求められる機能

津山圏域クリーンセンターは、津山圏域より発生する一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行うために整備・運営される施設である。したがって、津山圏域におけるごみ処理及びそれを通じた循環型社会の形成推進が、同施設に求められる基本的な機能となる。これより、ごみ処理又は循環型社会形成の推進にかかる包括的なキーワードである「資源循環」は、津山圏域クリーンセンターにて取り扱うべき環境学習分野の候補として絞り込める。

ここで、循環型社会形成にかかる国の最上位方針としては、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法があり、同法第27条では、「国は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び国民の理解と協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。」と記載されている。そして、2011年に施行された環境教育等促進法においても、循環型社会の形成が新たなテーマとして加えられている。

さらに、廃棄物や循環型社会の形成にかかる諸問題は、自然の循環を人間が阻害していることも原因となっている他、その解決には人間のライフスタイルにも関係する。よって、自然や社会、文化などについても意識することにもつながる。さらに、廃棄物は、日々の暮らしにも直接関係することから、学習する側にとっても理解しやすいテーマといえる。

### 4.3.3 環境学習分野の選定

以上を踏まえ、環境学習分野として取り上げる事項が多岐に渡る中、津山圏域クリーンセンターにおける環境学習分野は、①自然環境分野と②資源循環分野の2つを選定する。そして、各分野の学習目的として、①自然環境分野では、『自然体験、観察を通じた環境学習』、②資源循環分野では、『ごみ問題を通じた暮らしの環境学習』を目的とする。そして、これら2分野を掛け合わせ、先に示した、「環境問題の現状や本質及び解決に向けた正しい知識」の習得につなげることとする。

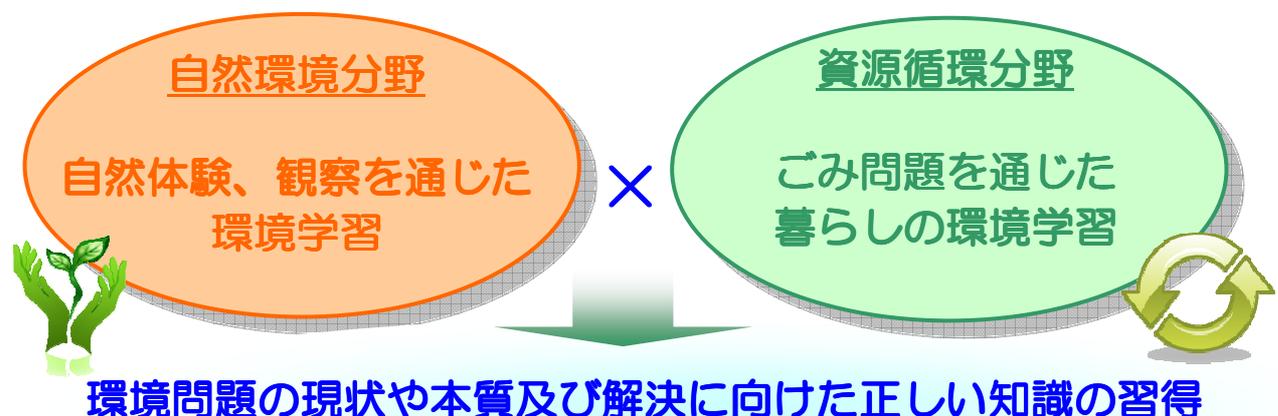


図 4-3 環境学習分野と最終的成果のイメージ

#### 4.4 各分野の学習コンテンツ（概要）

各分野の学習分野の概要について、次のとおり整理し、詳細は、次章以降に示すものとする。

##### 4.4.1 自然環境分野

###### (1) ビオトープ

一部湿潤地が失われたため、小型両生類等の生活空間を確保する目的と併せ、自然生態系構築過程の観察などの体験ができる施設を整備する。

なお、整備にあたっては、動植物の移植を行わないなど人工的な手入れは極力避け、本来の自然生態系が育む空間構築に委ねるものとする。



図 4-4 水辺ビオトープの例

###### (2) 里山樹木復元エリア

周辺の里山の自然と調和できるよう、既存種（ヒサカキ、コナラ、エノキ等）を中心に植栽し、オオムラサキの自然繁殖を身近に観察するなどの体験を通して、生活空間確保の重要性を学習できる施設とする。

###### (3) 施設計画における自然環境配慮

造成地の植栽樹種は、現存同一樹種による緑化を行い、法面植生は、日本古来の在来種を用いるなど、周辺生態系への影響を考慮した計画とする。

改変による伐採木は、チップ材として植栽維持におけるマルチング材として有効利用を図る。

湿潤環境に設置する人工的側溝については、小型両生類落下対策として、スロープ付き側溝を計画する。

#### 4.4.2 資源循環分野

##### (1) リサイクルプラザ機能を含む管理棟

津山圏域クリーンセンターにて環境学習を実施する拠点として整備し、クリーンセンター全域及び併設されている熱回収施設及びリサイクル施設について、主に研修室にて説明を行い、施設の理解を深める。また、見学者動線内にパネル等展示物を設置し、ごみや3R等への理解を深める。また、持ち込まれた不用品を修理・再生する修理工房や、不用品・再生品を展示し、交換・販売するためのリユースコーナー、廃棄物を利用した工作などを行う体験工房を設置し、3Rに関する意識の高揚を図る。

##### (2) 熱回収施設、リサイクル施設

熱回収施設及びリサイクル施設内の見学者通路にて、施設自体のほか、ごみ処理の流れ及び処理を担う各設備について理解を深める。

##### (3) 環境啓発イベント

運営事業者の他、津山圏域において環境啓発を実施している関係組織と協働の下、環境啓発にかかる各種イベントを実施する。これにより、環境学習の重要性を広く周知するほか、圏域住民との交流を図る。

##### (4) 出前環境学習講座（小学校向け）

津山圏域クリーンセンターにおける、環境学習を実施するにあたり、その理解をより深めるため、小学校への出前講座を実施する。その際、施設に搬入される処理不適物の紹介や、再生された資源物から製造された製品の紹介を行う。

##### (5) 新エネルギー等の活用

熱回収施設におけるごみ発電や、最終処分場に設置した太陽光パネルをはじめ、風力発電機など、津山圏域クリーンセンターにおける新エネルギーの活用や、マイクロ水力発電機、ごみクレーン電源回生などの未利用エネルギーの有効利用について、見学者動線内に説明パネルを設置し学習を深める。

#### 4.5 環境学習計画コンセプトの全貌

以上を踏まえ、環境学習計画のコンセプトは、次頁のとおり整理できる。



# 津山圏域クリーンセンター環境学習

## 持続可能な社会の構築に向けた“人”の育成をめざして

廃棄物、地球温暖化をはじめ、地球環境問題は複雑かつ多様性を増しています。

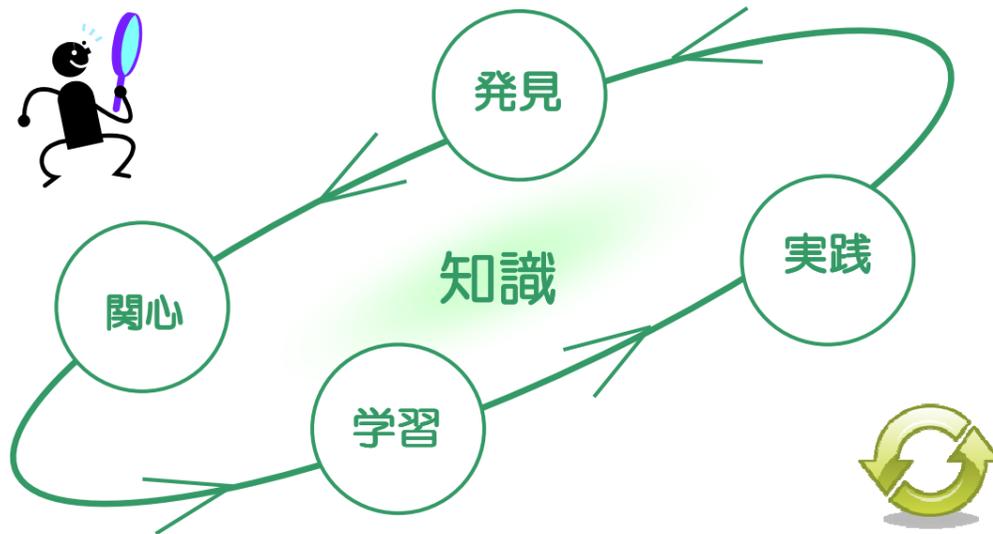
この問題解決のためには、私たち一人ひとりが、環境問題に対する正しい知識を習得及び問題解決に向けた能力を習得し、行動していくことが必要です。また、環境問題は、これまでの公害への対処や自然保護に留まらず、衣、食、住、歴史、文化などにも関係していることから、広範な知識を習得することが不可欠です。

そこで、津山圏域クリーンセンターでは、緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる県北の地球環境保全の総合センターを基本理念の下、環境問題の解決に向けた正しい知識の習得を支援し、もって世界的な要請である、持続可能な社会の構築に貢献するために必要とされる“人”の育成をコンセプトにした環境学習を提供します。

### 育成する人間像

持続可能な社会の構築に資する行動のサイクル

津山圏域クリーンセンターでの環境学習が育成する“人”は、環境問題の解決に向け、必要な取り組みを主体的に実施していく必要があります。そのため、基本コンセプトに掲げた“人”の人物像は、国際社会やわが国における環境学習の目標を踏まえ、環境問題の解決に向けた正しい知識を基に、“発見” “関心” “学習” “実践” の行動のサイクルをし続ける“人”としました。

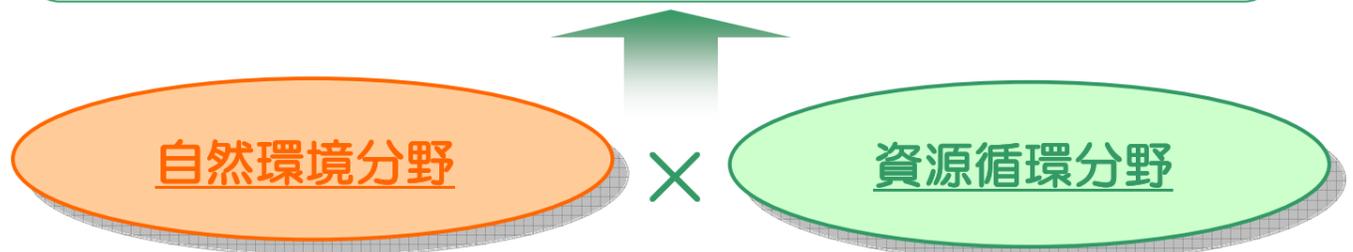


### 学習分野

行動のサイクルに必要な知識の習得に向けて

環境学習は、複雑かつ多岐に渡る環境問題をテーマにすることから、その学習分野も複雑かつ多岐に渡ります。その中から、環境学習が育成する人が起こす行動のサイクルに必要な知識の習得に必要な学習分野は、環境学習を実施する津山圏域及び津山圏域クリーンセンターの機能を考慮し、①自然体験分野、②資源循環分野としました。各分野における学習コンテンツは、次のとおりであり、「自然体験、観察を通じた環境学習」及び「ごみ問題を通じた暮らしの環境学習」を展開します。

**【学習のねらい】**  
環境学習により育成する“人”が起こす行動のサイクルに必要な知識の習得



自然環境分野では、自然体験、観察を通じた環境学習をテーマに、津山圏域クリーンセンターの自然を活用した体感型学習を実施します。

**【学習コンテンツ】**

ピオトープ、里山樹木復元エリア、施設計画における自然環境配慮、津山圏域の自然環境 ほか

資源循環分野では、ごみ問題を通じた暮らしの環境学習をテーマに、津山圏域クリーンセンター内外に及ぶ多岐・多彩な学習を実施します。

**【学習コンテンツ】**

展示コーナー、体験工房、リユースコーナー、環境啓発イベント、出前環境学習講座 ほか

## 5. 環境学習基本計画（共通事項）

前章にて整理した基本方針を具体化させるべく、基本計画を策定する。その手始めとして、リサイクルプラザ機能を含む管理棟の計画諸室、対象とする来場者をはじめ、共通事項について整理することとする。

### 5.1 管理棟の計画概要

主要諸室及びその面積は、次のとおりであるが、詳細は実施設計の結果によるものとする。

#### 【1階】

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) エントランスホール兼展示・学習ホール | 169 m <sup>2</sup>                                      |
| (2) プラザ事務室             | 28.5 m <sup>2</sup> / 8人                                |
| (3) 書庫・印刷室             | 11.5 m <sup>2</sup>                                     |
| (4) 小会議室               | 26 m <sup>2</sup> / 12人                                 |
| (5) 体験工房（A・B）          | 105 m <sup>2</sup> / 50人（52.5 m <sup>2</sup> / 25人×2部屋） |
| (6) 修理工房               | 60.5 m <sup>2</sup>                                     |
| (7) リユースコーナー           | 101.5 m <sup>2</sup>                                    |
| (8) コインロッカー室・自動販売機コーナー | 8 m <sup>2</sup>  |

#### 【2階】

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (9) 施設学習コーナー | 166.5 m <sup>2</sup>      |
| (10) 組合事務室   | 59 m <sup>2</sup> / 11人   |
| (11) 書庫・印刷室  | 8 m <sup>2</sup>          |
| (12) 施設長室    | 19 m <sup>2</sup>         |
| (13) 会議室     | 12 m <sup>2</sup> / 6人    |
| (14) 大研修室    | 123 m <sup>2</sup> / 73人  |
| (15) 小研修室    | 36.5 m <sup>2</sup> / 18人 |

## 5.2 対象とする来場者

対象とする来場者は、次のとおりとする。

### (1) 津山圏域における小学生（3、4年生）

小学校学習指導要領解説（理科編）において、第3学年の目標は「自然の事物・現象を差異点や共通点という視点から比較しながら調べ、問題を見だし、見いだした問題を興味・関心をもって追究する活動を通して、物の性質やその働きについての見方や考え方、自然の事物・現象に見られる共通性や相互のかかわり、関係などについての見方や考え方を養うことである。」とされている。そして、第4学年では、学習の過程において、前学年で培った、自然の事物・現象の差異点や共通点に気付いたり、比較したりする能力に加えて、自然の事物・現象の変化とその要因とを関係付ける能力を育成することに重点が置かれている。

次に、同解説（社会編）においては、「第3学年及び第4学年では、〈中略〉自分たちの住んでいる地域の社会生活を総合的に理解できるようにするとともに、地域社会の一員としての自覚をもち、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。各学校においては、地域の実態を踏まえ、2年間を見通して、それぞれの学年でどの内容を取り上げ、どのように配列するのかを工夫することが大切である。」とされている。

これらの目標を達成する上で、自然環境分野及び資源循環分野の利用価値は高い。そこで、小学生（3、4年生）を対象とする。

### (2) 一般者（津山圏域以外からの来場者を含む）

(1)の他、津山圏域からの家族連れ、グループ等の一般者に対しても、施設の環境学習機能を活用して環境学習を実施することにより、自然環境保護及びリサイクルについて意識の高揚及び知識の習得を図ることは、持続可能な社会の構築に向けた人の育成という、環境学習の基本コンセプトの実現に重要であると考えます。

また、津山圏域以外からの来場者に対しても開かれた施設として、環境学習の成果を広く社会に求めていくことも、循環型社会の実現という目的に照らして必要であると認識している。

このことから、津山圏域以外からの来場者を含む一般者についても、本環境学習施設の来場者として対象に含めて計画する。

### 5.3 シンボルキャラクターについて

津山圏域クリーンセンターにおけるシンボルキャラクターは、次の基本方針を基にデザインした。

- (1) 小学4年生程度をターゲットとする。
- (2) 子どもが真似て描けるようなキャラクターとする。
- (3) クリーンセンターの目的や地域に根ざしたキャラクターとすることを念頭に、例えば、
  - ① ごみのリサイクル
  - ② 新エネルギーの活用
  - ③ 津山圏域の自然にゆかりのあるもの  
に  
関係するキャラクターとする。

また、デザインするキャラクターの基本構成は、環境学習に資することを念頭に、次のとおりとし、先生役と生徒役の構成を基本とした。

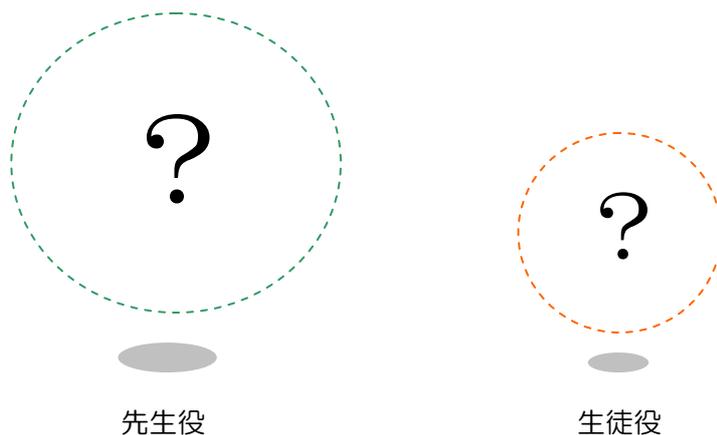
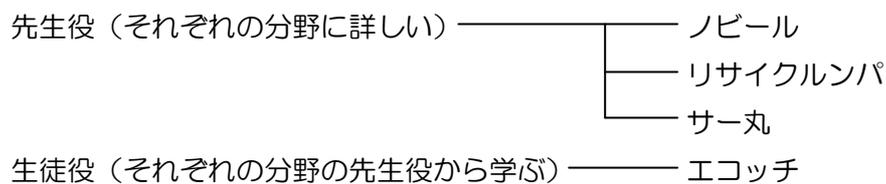


図 5-1 キャラクターの基本構成

これらを基に検討をした結果、次頁に示す4キャラクターをデザインした。





### “ノビール”

“ごみ”のことや、施設内のエコ対策設備等について教えてくれる。地域の自然にも詳しい。

太陽の光が大好きな、明るい性格で、しゃべりだすと止まらなくなることも。

興奮すると、頭の葉っぱが揺れる。



### “リサイクルンパ”

リサイクル施設を案内してくれる。

情熱的で涙もろく、リサイクルについての質問には、熱く答えてくれる。

ひとしきり語った後、「くるんぱ！」と叫びながらくるりと1回転する。



### “サー丸”

熱回収施設を案内してくれる。

おおらかな性格で、最新の機器についての知識は豊富。

座って手をたたみ、建物の姿になって説明することもある。



### “エコッチ”

やんちゃだが人懐っこく、好奇心が旺盛な性格。

自然環境に恵まれた、津山圏域の地が大好き。

施設内を巡りながら、この環境を守るために、自分も含めた沢山の人の協力が大切であることを学ぶ。

## 6. 今後の展開

本計画の実現に向けた課題及び今後の展開について整理する。

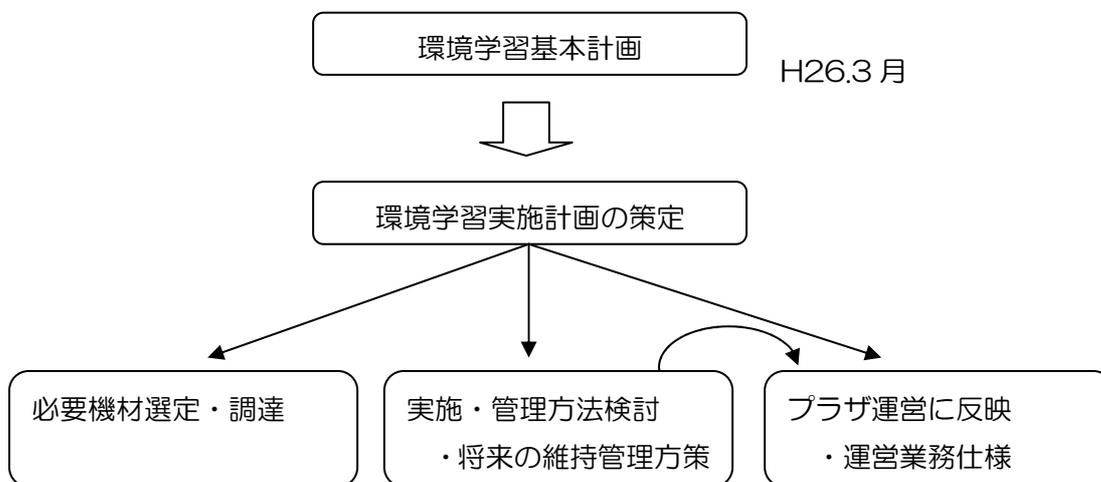
### (1) 運営業務の実施方式

リサイクルプラザ機能を含む管理棟の運営は、本組合が行うこととなっているが、実際の運営方式（直営、委託、指定管理者方式など）については未定である。運営方式は、実施コンテンツの幅や必要人員等の確保にも影響することから、早期に方針決定する必要がある。

そこで、平成 26 年度初頭から、本計画の整理結果を基に、概算事業費の調査を実施すると共に、運営開始までのスケジュール等を見据えつつ、組合にとって最適な運営方式の方針決議を目指すこととする。具体的には、同種又は各種学習を目的とした公共施設の運営実績を有する企業等に対し、意向調査を実施し運営業務への関心及び概算事業費等を整理する。

### (2) 実施計画の策定

本計画では、津山圏域クリーンセンターにて実施する環境学習にかかる基本的事項を整理したが、今後は、先に示した運営方式や意向調査の結果を踏まえ、運営体制や必要となる機材等を整理していく必要がある。そこで、本計画を踏まえた、環境学習にかかる実施計画を策定する。実施計画の策定手順のイメージを下記に示す。



建設事業の進捗に合わせ、環境学習実施計画を策定し、機材選定、調達、実施・管理方法さらに管理棟の運営業務仕様などに反映する。

なお、策定にあたっては、地域住民の意見を反映するなど、継続的な見直しを行う。

### (3) リサイクルプラザ機能を含む管理棟の運営

上記、実施計画の策定後、運営方式の決議結果によるが、直営方式の場合には、運営人員体制を整え、実施計画に基づく業務を展開していくものとする。また、委託又は指定管理者方式を採用する場合には、運営業務仕様書に基づき、運営事業者の選定及び契約手続きを行い、平成 28 年 4 月からの運営開始を目指すこととする。







Basic study for sustainable society.

津山圏域クリーンセンター環境学習基本計画（概要版）

---

平成 26 年 3 月  
津山圏域資源循環施設組合